

各機関における個別労働紛争処理制度の運用状況

※労働審判の数値は、最高裁から提供の資料をもとに、中労委事務局が独自で集計したもの。

労政主管部局等あつせんの数値は、6都府県のHPから引用または聞き取りをもとに集計したもの（年度集計のみ）。

労働局あつせんの数値は、厚生労働省記者発表資料をもとに集計したもの（年度集計のみ）。

(1) 新規係属件数

年度 又は年	労働委員会あつせん			都道府県の労政主管 部局等あつせん			労働局あつせん			労働審判		
	年度	件数	(%)	年度	件数	(%)	年度	件数	(%)	年度	件数	(%)
平成30	年度	320	(11.1%)	年度	537	(4.1%)	年度	5,201	(3.6%)	年度	3,678	(8.6%)
令和元		310	(△3.1%)		494	(△8.0%)		5,187	(△0.3%)	暦年	3,665	(△0.4%)
令和2		269	(△13.2%)		363	(△26.5%)		4,255	(△18.0%)		3,907	(6.6%)
令和3		241	(△10.4%)		392	(8.0%)		3,760	(△11.6%)		3,609	(△1.5%)
令和4		233	(△3.3%)		413	(5.4%)		3,492	(△7.1%)		3,208	(△17.9%)

(注1) あつせんを行う労働委員会は44労委。東京都、兵庫県、福岡県では、労委はあつせんを行っていない。

(注2) 都道府県の労政主管部局等あつせんは、5都府県（東京都、神奈川県、大阪府、福岡県、大分県）でのあつせん件数の合計。

(注3) 労働審判は、平成30年度は年度の件数、令和元年度以降は暦年の件数を計上。

(2) 解決率

年度 又は年	労働委員会あつせん		都道府県の労政主管 部局等あつせん			労働局あつせん			労働審判	
	年度	解決率	年度	解決率	年度	解決率	年度	解決率		
平成30	年度	47.2%	年度	69.8%	年度	40.3%	年度	83.5%		
令和元		45.0%		72.2%		38.0%	暦年	81.9%		
令和2		51.9%		72.9%		34.2%		80.8%		
令和3		38.6%		69.3%		34.6%		81.1%		
令和4		54.2%		72.9%		33.3%		80.7%		

(注1) 各解決率は中労委事務局において算定。算式は以下のとおり。

- 労働委員会あつせん及び都道府県の労政主管部局等あつせんは、取下及び不開始を除く終結件数に対する解決件数の比率。
- 算定した都道府県の労政主管部局等は(1)と同様。
- 労働局あつせんは、取下を除く終結件数に対する合意成立件数の比率。
- 労働審判は、終了、取下及び却下等を除く既済件数に対する調停成立の件数の比率。

(注2) 労働審判は、平成30年度は年度の件数、令和元年度以降は暦年の件数を計上。

(3) 処理期間

年度又 は年	労働委員会あつせん			都道府県の労政主管 部局等あつせん			労働局あつせん			労働審判		
	年度			年度			年度			(注5)を参照		
	1か月 以内	1か月超 2か月 以内	2か月超	29日 以内	29日超 49日 以内	49日超	1か月 以内	1か月超 2か月 以内	2か月超	1か月 以内	1か月超 2か月 以内	2か月超
平成30	34.3%	41.7%	24.0%	57.2%	17.7%	25.1%	41.4%	45.1%	13.5%	2.0%	28.4%	69.6%
令和元	28.4%	45.0%	26.6%	59.0%	17.5%	23.5%	39.2%	44.1%	16.7%	2.1%	25.3%	72.5%
令和2	32.0%	40.2%	27.8%	53.6%	17.2%	29.2%	43.1%	36.4%	20.5%	2.2%	17.3%	80.5%
令和3	24.6%	39.6%	35.7%	61.3%	15.8%	22.9%	41.9%	38.9%	19.2%	2.0%	23.1%	75.0%
令和4	26.6%	37.9%	35.5%	53.1%	18.4%	28.5%	41.7%	36.5%	21.8%	2.2%	22.1%	75.8%

(注1) 労働委員会のあつせん処理日数は「申請書受付日～終結日」で計算。

(注2) 労政主管部局等あつせん処理期間は東京都のもののみについて「あつせん当事者からの連絡日～確認書の了解日」で計算。

(注3) 労働局のあつせん処理日数は「申請書受理日～終結日」で計算。

(注4) 労働審判の審理期間は「申立日～終局日」で計算。令和4年の審理期間2か月超75.8%のうち、2か月超3か月以内32.6%、3か月超6か月以内40.1%、6か月超1年以内3.1%。

(注5) 労働審判は、平成30年度は年度の件数、令和元年度以降は暦年の件数を計上。